

令和7年度 指定給水装置工事事業者の更新申請のご案内

京田辺市給水条例に適用される区域内における給水装置の工事を施行するにあたっては、京田辺市給水条例の規定により、京田辺市公営企業管理者から指定を受ける必要があり、当該指定の有効期間は5年間であるため、指定給水装置工事事業者にあっては、5年ごとに更新手続きを行っていただく必要があります。

令和7年度における更新手続きについて、次のとおり実施いたしますので、ご案内いたします。

1 更新対象者

令和7年度の更新対象事業者は、現在の京田辺市指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が令和7年9月29日に満了を迎える事業者です。

更新対象の皆さまには、京田辺市上下水道部経営管理室から7月中旬に郵送にて更新手続きの案内を発送いたします。

更新手続きのお知らせが到着していない場合には、京田辺市上下水道部経営管理室までお問合せください。

2 申請書受付期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月29日(金)まで

3 申請書類

申請にあたっての必要書類は、別紙「京田辺市指定給水工事事業者に係る申請書類一覧」を参照願います。

申請書類一覧及び申請書類の各様式は、申請書受付期間に京田辺市ホームページの次のページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000006680.html>)

4 申請方法

(1) 窓口に持参しての申請

申請書類をご持参される場合は、京田辺市上下水道部経営管理室(京田辺市上下水道部事務所1階)で受付いたします。

なお、受付時間は申請書受付期間(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午前12時まで及び午後1時から午後5時までです。

(2) 郵送による申請

申請書類を郵送される場合は、別紙「京田辺市指定給水工事事業者に係る申請書類一覧」にある返信用封筒（更新手数料納付書送付用及び新指定者証送付用の2種類）を同封してください。また、新指定者証を送付後、署名あるいは押印いただいた受領証をご返送いただく必要がありますので、ご留意願います。

4 指定証の交付について

指定証の交付期間は、9月中旬から9月29日（月）までです。
交付に係る詳細は9月上旬に郵送にてご案内いたします。

5 手数料

更新手数料として、15,000円が必要です。
持参受付の場合は指定工事業者証の交付時に納入
郵送受付の場合は返信用封筒で送付する納付書で納入

6 問い合わせ

京田辺市上下水道部経営管理室
電話：0774-62-0414
FAX: 0774-63-4783